平成２４年３月２６日

各　　位

会 社 名　**第 一 建 設 工 業 株 式 会 社**
代表者名　取締役社長　　舛　形　　勝
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号 ：１７９９）
問合せ先　取締役常務執行役員管理本部長 中　山　茂
電話番号　０２５－２４１－８１１１

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、新潟県より提起されている損害賠償請求訴訟について、本日、新潟地方裁判所より判決の言い渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせします。

記

１．判決のあった裁判所及び年月日
新潟地方裁判所
平成 24 年３月 26 日

２．訴訟を提起した者
原告　新潟県

３．訴訟の提起から判決に至るまでの経緯
平成 15 年８月 26 日､新潟県が発注し当社が施工した朱鷺メッセ連絡通路の一部区間が落下する事故が発生しました。新潟県は、第三者機関として「朱鷺メッセ連絡デッキ落下事故　事故調査委員会」を設置し事故原因等を調査しました。その結果、本件連絡デッキの落下は設計及び施工に起因するものとし、当社を含む関係６社に対して総額８億 9,455 万円を支払うよう要求がありました。当社を含む関係６社は、支払いを拒否したため、平成 16 年９月７日、新潟県は、新潟地方裁判所に訴訟を提起したものであります。
当社は、新潟県の主張には根拠が無く、当社が支払いに応じる理由は無いとして、この訴訟に対し正当性を主張してまいりました。

４．判決の内容
① 原告の本訴請求を棄却する。
② 訴訟費用は原告の負担とする。

５．今後の見通し
上記のとおり、原告の請求が棄却されたため、平成 24 年３月期の業績に与える影響はございません。また、本判決に対して、原告より控訴が提起された場合は、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。なお、今後開示すべき事項が生じた場合は速やかにお知らせいたします。

以　上